

ネット 漂流

狙われた子どもたち

Vol.64



アプリという街に繰り出す 子どもたち

NET情報技術推進ネットワーク株式会社
篠原 嘉一（しのはら・かいち）

先生方から、子どもたちが知らない人とゲームやSNSでつながっていることを、なかなか保護者の方々に理解してもらえないと聞く。いくら危険だからやめなさいと子どもたちに言っても、「ただのおどし」「どこが危険なの？」と聞かれ、返答に困るとも言われる。実際、大人は子どもたちの興味のあるアプリやゲームは使わないことが多く、名前は知っていても、そのアプリがどんな風に楽しいのかさえ知らないのだから、答えようがない。

アプリを子どもたちが使う上で、知っておかなければならないのは、SNSアプリやゲームアプリには推奨している使用可能年齢があること。例えば、女子に人気の15秒動画投稿アプリの「TikTok」は12歳と表示される13歳から。男子が好むゲームアプリのFortniteはスマホ版で13歳から、ニンテンドーなどのゲーム機版で15歳からだ。「TikTok」に関しては以前、5歳以上からだったが、2020年から13歳に引き上げられている。実際には小学生も使用しているが特に誰も気にしていないのかも知れない。ただ、アプリをダウン

ロードする際に表示される「同意します」のボタン表示の上をよく読んでみてほしい。12歳未満が使用する場合は「親や管理者が同意したものとみなす」という表現が記載されている。そのことに「同意」してアプリはダウンロードという「契約」を完了する。利用規約の中にもアプリの所属する国の法律の適用を受けるという記述もあるのだから、契約してしまっている以上、トラブルが起きた場合は、親が責任を負うことになる。特に最近目立つのは、ゲームやSNS等のアカウントを売買する行為だ。チャットの中で「売って欲しい」「買い取ります」等とお話し話が持ちかけられる。この場合、法に触れる行為は警察沙汰となり、書類送検される場合があるのだ。ただ、子どものトラブルだと軽く考えてはいけない。書類送検されるのは、アプリのダウンロードに同意した保護者も含まれる。学校に相談されても、許可をしたのも端末を買い与えたのも家庭なのだから、法的にも先生方は手が出せない。違法行為となるようなことや、誹謗中傷等の相手を傷つける行為を「投稿」という形

で行なった場合も管理者責任が問われるのだから、わが子の利用状況をしっかり把握しておかなければ大ごとになってしまうのだ。

しかし、大人は子どもの流行りが解らない。子どものスマホを見ても知らないアプリがダウンロードされていることすら気づかない。でも、気づかないでは済まされない。既にアプリは「街」と同じ機能を持っている。

これまでは、流行の先端は、街に行かないと見ることができなかった。若い女の子たちの流行りは原宿、ファッションの流行は渋谷、ゲームの最新情報は秋葉原というように、その街に足を運ぶと、同じ趣味の人と会うことができ、楽しさが共有できたのだが、今は街に行かなくてもアプリが全てを叶えてくれる。可愛いダンスは原宿まで出かけるなくても「TikTok」さえあれば見ることができ、フオロワー同士で意見交換ができる。最先端ファッションは新宿や渋谷に行かなくても、「Instagram」にアップされている。ゲームに詳しくなりたいければ、ゲームチャットアプリがあれば、秋葉原に出かける必要はない。コロナ禍でその傾向はより強くなった。大人は興味のない分野には見向きもしない。ゲームやコンピュータに興味があれば、秋葉原にあえて行かないだろう。だから、子どもたちの行動が見えないのだ。全国で補導員の方々が「子どもを見なくなった」と言われる。補導活動をしていても子どもが街中に居ないと。もう、刺激を求めて街に出歩く必要がないのだ。スマホさえあれば、新宿、渋谷、秋葉原からディズニランド、USJまで全てが掌にある。しかし、大人になってTikTokを使うと、情報が紐づき、これまでの投稿が取引先に紐づき見られることとなる。

放課後にアプリでつながる相手は、深夜の街を徘徊している人たちでもあるのだが……